

総社市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第12号

総社市税条例施行規則の一部を改正する規則

総社市税条例施行規則（平成17年総社市規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<u>様式第37号の2（第4条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第37号の2（第4条関係）</u> 略
<u>様式第70号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第70号（第4条関係）</u> 略
<u>様式第74号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第74号（第4条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。



様式第37号の2 (第4条関係)

軽自動車税種別割減免申請書											
総社市長 様							年 月 日				
申請者 住所(所在地) (納税義務者)											
氏名(名称)											
身体障害者等との続柄 本人・その他( )											
(身体障害者等減免のみ記入のこと)											
個人番号又は法人番号											
総社市税条例第 条の規定により次のとおり市税の減免について申請します。											
減免申請の軽自動車等	種別	原動機付自転車					軽自動車				2輪の 小型自動車
		1種 (一般)	1種 (特定)	2種 乙	2種 甲	ミニ カー	2輪	3輪	4輪 乗用	4輪 貨物	
	車両番号又は標識番号					車名					
	年度別		年度			税額		円			
	主たる定置場		総社市								
使用目的											
身体障害者等	住所										
	氏名		生年月日			年 月 日					
	手帳番号		手帳交付年月日			年 月 日					
	障害名		障害の程度			A級		項症 款症			
	<input type="checkbox"/> 上記の者について、この車両以外に自動車税種別割又は軽自動車税種別割の減免を受けていません。 <input type="checkbox"/> 減免の可否決定のため必要があるときは、身体障害者手帳等の記載内容について、総社市社会福祉事務所に照会することに同意します。										
自動車運転者	住所					氏名					
	免許証の交付年月日		年 月 日			免許証の種類					
	免許証の有効期限		年 月 日			免許証の番号					
	免許証の条件					身体障害者等との続柄					
家族運転の場合のみ記入	使用目的	1 通勤		週平均の通勤・通園・通学・通院日数		日					
		2 通園・通学									
		3 通院		(生業の場合はこの欄へ具体的に記入のこと)							
		4 生業									

- (注意) 1 申請の際は、身体障害者手帳等、運転免許証、軽自動車税種別割納税通知書(納付書)を提示のこと。
- 2 種別、家族運転の使用目的は該当の所を○で囲むこと。
- 3 1人の身体障害者等について自動車税種別割又は軽自動車税種別割のどちらか1台のみで減免を受けることができます。

様式第70号（第4条関係）

原動機付自転車標識（その1）

図 1

（単位 mm）

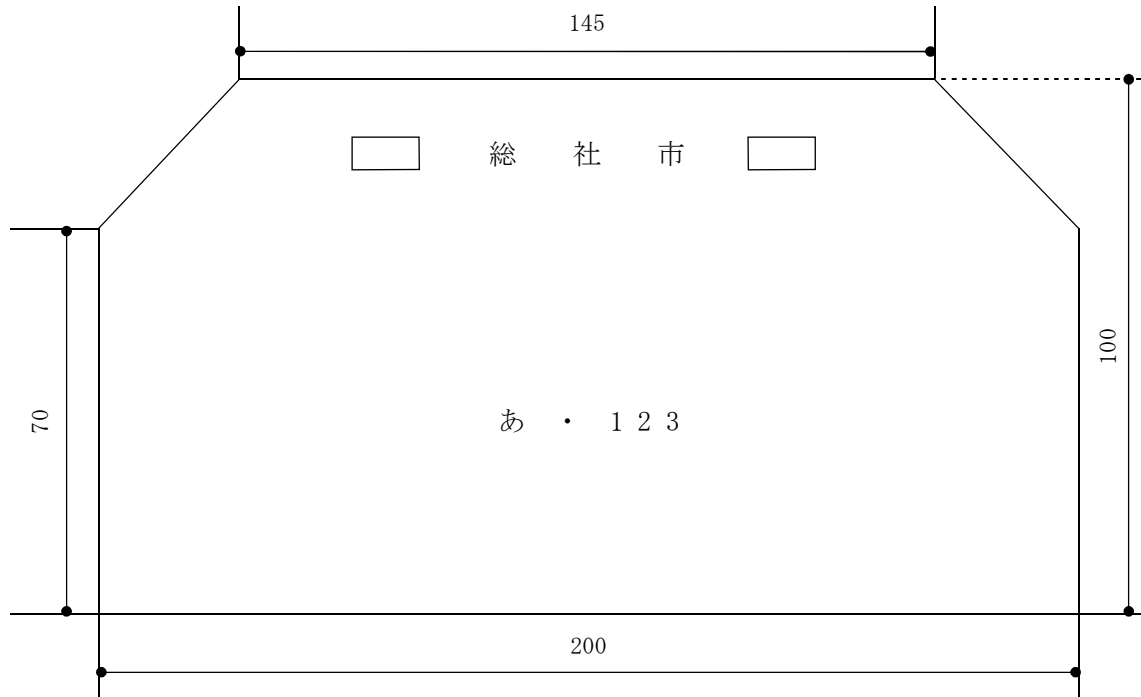


図 2

（単位 mm）



図 3

(単位 mm)



図 4

(単位 mm)

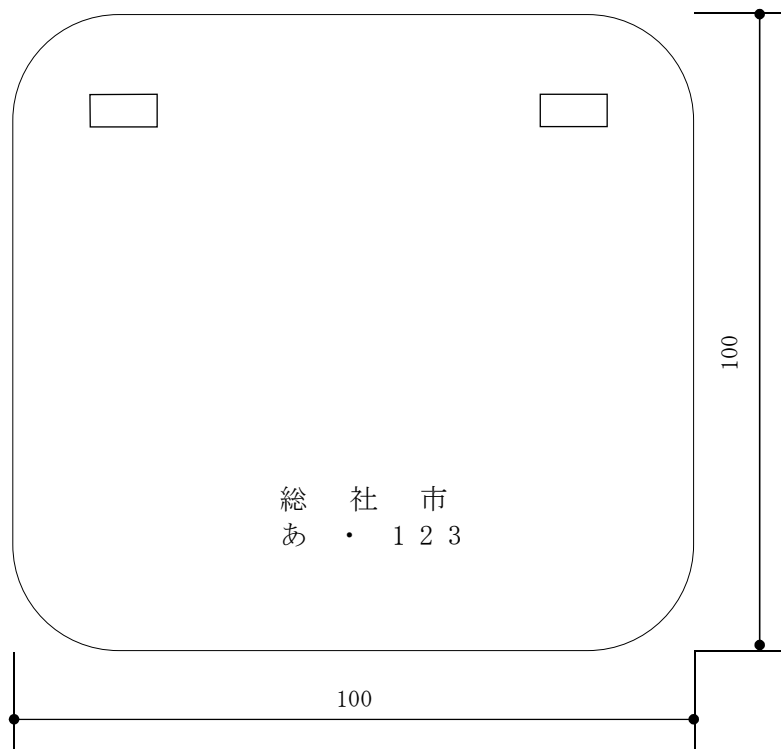
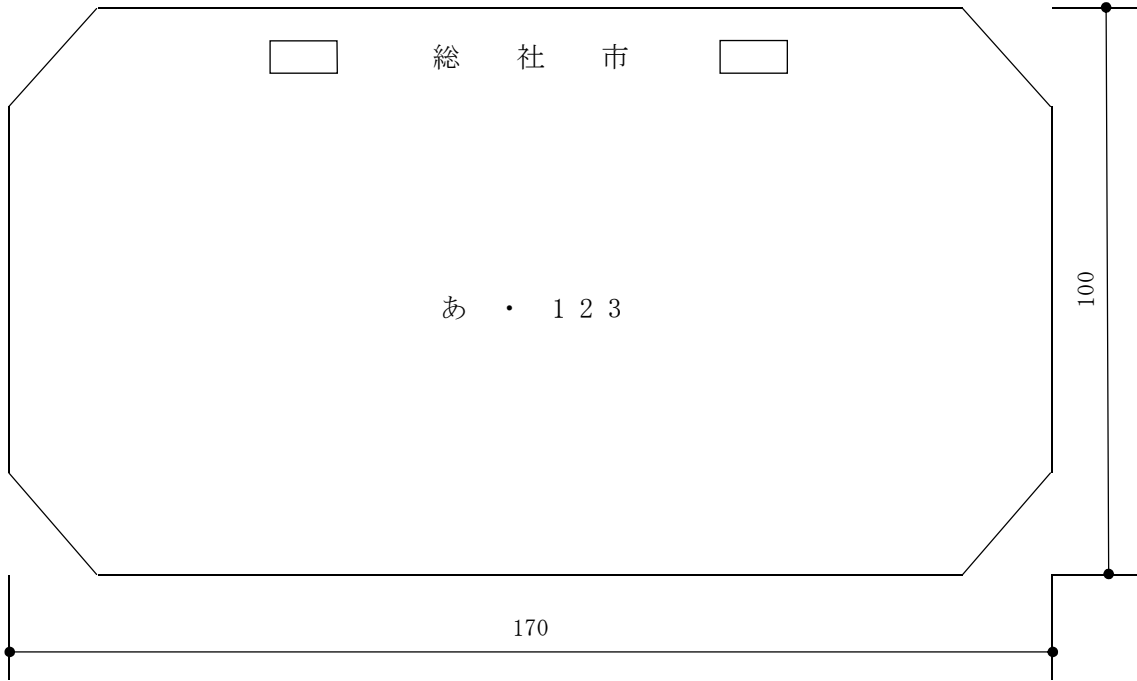


図 5

(単位 mm)



(備考)

- 1 標識番号は、上段に市名を、下段に平仮名文字及び4桁の数字をもって表示するものとし、上位の数字が有効数字でない場合は、直径1センチメートルの点を表示する。
- 2 標識は金属製とする。
- 3 標識の地の塗色は、次による。
  - (1) 総社市税条例第82条第1号アの原動機付自転車にあつては、白色
  - (2) 総社市税条例第82条第1号イの原動機付自転車にあつては、薄黄色
  - (3) 総社市税条例第82条第1号ウの原動機付自転車にあつては、薄桃色
  - (4) 総社市税条例第82条第1号エの原動機付自転車(ミニカー)にあつては、薄青色
  - (5) 総社市税条例第82条第2号イの小型特殊自動車にあつては、薄緑色
- 4 標識の種類は、次による。

原動機付自転車 図1

図2(総社市税条例第82条第1号エの原動機付自転車は除く。)

図3(総社市税条例第82条第1号エの原動機付自転車は除く。)

図4(総社市税条例第82条第1号アの原動機付自転車のうち、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車)

小型特殊自動車 図5

- 5 標識番号の塗色は、濃紺色とする。
- 6 図2の絵柄の塗色は、次のとおりとする。
  - (1) 五重塔、丘陵は灰色とする。
  - (2) 稜線は赤色とする。ただし、総社市税条例第82条第1号ウの原動機付自転車にあつては黒色とする。
  - (3) 吉備のくにの文字を表示し、白色とする。
- 7 図3の絵柄の塗色は、次のとおりとする。
  - (1) 目は濃紺色とする。
  - (2) 耳と尾については灰色とする。
  - (3) 雪舟の里の文字を表示し、濃紺色とする。

様式第74号（第4条関係）

原動機付自転車等標識き損（亡失）届								
所 有 者 納 税 義 務 者	住 所							
	氏 名							
標 識 番 号		総社市			き損(亡失)年月日		年 月 日	
原 動 機 付 自 転 車 等 取 り 付 け て いた	種 別	原 動 機 付 自 転 車				小 型 特 殊 自 動 車		
		1 種 (一 般)	1 種 (特 定)	2 種 乙	2 種 甲	ミニカー	農 耕 用	そ の 他
	車 名				名 称			
	総 排 気 量	cc			車 台 番 号			
	型 式				型 式 認 定 番 号			
	プレート亡失等の事由	亡失 盗難 き損 その他 ( )						
	亡失等の状況							

種別・プレート亡失等の事由欄は、該当の所を○で囲むこと。

上記のとおり標識をき損（亡失）したのでお届けします。

なお、上記標識が発見された場合は責任をもって返却します。

年 月 日

総社市長 様

届出人 住 所  
氏 名